

# 業務仕様書

三重県警察本部

# 共通仕様書

## 第1 一般事項

### 1 総記

本委託業務について発注者を甲（以下「甲」という。）とし、受注者を乙（以下「乙」という。）とする。

- (1) 乙は、エレベーター保守点検業務について仕様書に基づき遅延なく誠実に実施するものとする。
- (2) 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (3) 乙は、甲の事業運営に協力しなければならない。
- (4) 仕様書等に疑義が生じた場合は、甲、乙協議するものとする。
- (5) 仕様書等の内容に変更が生じた場合は、変更契約を行うものとする。ただし、軽微な変更については、甲、乙が協議する。

なお、経済変動に伴う契約金額のスライド変更等は行わないものとする。

### 2 請負者の負担の範囲

- (1) 点検及び保守に必要な工具、計測機器等は設備機器に附属して設置されているものを除き乙の負担とする。
- (2) 点検及び保守に必要な消耗品、材料、油脂等は乙の負担とする。
- (3) 点検及び保守に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は甲の負担とする。

### 3 報告書の書式等

報告書の書式は別に定めがある場合を除き、施設管理担当者の指示による。

### 4 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令、保安規定等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

## 第2 業務関係図書

### 1 業務計画書

乙は、業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、業務担当者が有する資格、時間内、時間外、緊急時の連絡先等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、甲の承諾を受けなければならない。

### 2 作業要領書（停電、定期点検等の場合）

乙は、特記仕様書に定めるエレベーター保守点検業務を実施するに先立ち、作業体制、詳細工程、連絡体制、作業内容等、必要な事項をまとめた作業要領書を作成し、甲の承諾を受けなければならない。

### 3 貸与資料

業務遂行上必要とする図面、機器図、取扱説明書等は使用することができる。

### 4 業務の記録と報告

- (1) 乙は、施設管理担当者と協議した結果については、業務打ち合わせとし、記録しなければならない。
- (2) 乙は点検結果報告書、保守報告書を作成し、その都度施設管理担当者に提出して確

認を受けなければならない。必要があれば異常時報告書、試験成績書等も作成する。

## 5 記録の保存

甲及び乙双方において定めた期間保存する記録等は次のものとし、保存期間は原則3年間とする。

- (1) 巡視、点検、測定及び試験の記録。ただし、試験のうち絶縁油に関する記録は前回実施記録を保存するものとする。
- (2) 電気事故、故障等に関する記録

## 第3 業務現場管理

### 1 業務管理

仕様書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。

また、乙内及び甲乙間の密接な連絡体制を構築し、業務の履行に関しての問題を速やかに解決しなければならない。

### 2 業務責任者

乙は業務責任者を定め、施設管理担当者に報告する。

また、業務責任者を変更した場合も同様とする。

業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。

なお、業務責任者は、業務担当者を兼ねることができる。

甲は、業務の遂行上、業務責任者が不相当と認められる場合は、その事由を明示し、交代を求めることができる。

### 3 業務の安全衛生管理

業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となる。

### 4 火気の取扱い

作業等に際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意する。

### 5 出入り禁止箇所

業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

## 第4 業務の実施

### 1 業務担当者

- (1) 業務担当者とはその内容に応じ必要な知識及び技能を有するものとする。
- (2) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。
- (3) 乙は業務担当者を定め、施設管理担当者に届けるものとする。内容は、乙との雇用関係及び資格等の証明ができるものでなければならない。
- (4) 甲は、業務の遂行上、業務担当者が不相当と認められる場合は、その事由を明示し、交代を求めることができる。

### 2 服装等

業務に携わる者については、一定の衣服を着用し、名札又は腕章を着け、乙の従業員であることを明らかにする。

### 3 別契約の業務

業務に密接に関連する別契約の業務については、施設管理担当者の監督下において、他業務責任者との調整を図り、円滑に業務を実施できるよう協力するものとする。

### 4 施設管理担当者の立会い

作業等に際して、施設管理担当者の立会いを求める場合は、あらかじめ申し出る。

### 5 損害等その他

(1) 作業実施に当たり、建物・工作物・その他に対し乙の責めに帰する損害を与えたときは、直ちに甲に報告し乙の負担により原状に回復しなければならない。

また、乙が第三者に損害を与えたときも同様とする。

(2) 作業中に建物・工作物・その他に破損等を発見したときは、直ちに甲に報告しなければならない。

また、不審物の発見及び遺失物を取得した場合も同様とする。

## 第5 業務に伴う廃棄物の処理等

業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、原則として乙の負担とする。

## 第6 業務の検査

1 乙は、契約書に基づき、その支払いに係る請求を行うときは、次の書類を提出し、甲の検査を受けるものとする。

- ・業務報告書
- ・その他施設管理担当者が求めるもの

2 甲は、乙から提出された書類及び現場を検証し、内容が仕様書等に合致しない場合は、作業の手直し及び業務の遂行を指示・命令することができる。乙は、甲から指示・命令を受けたときは、速やかに手直し・補正等を行い、その結果について文書で報告しなければならない。

## 第7 建築物内施設等の利用

### 1 居室等の利用

甲は、乙の業務に必要な控室、倉庫等及びその付帯設備等は無償で提供するものとし、乙は、これらを常に善良な管理者としての注意をもって使用しなければならない。

### 2 共用施設の利用

建物内の便所、エレベーター、食堂等の一般共用施設は、利用することができる。

### 3 駐車場の利用

施設駐車場は、利用することができる。

## 第8 作業用仮設物及び持込資機材等

### 1 作業用仮設物等

作業中における案内板等については、適切に配置しなければならない。

### 2 持込資機材の残置

非常駐の業務にあつては、乙が持ち込む資機材は、原則として毎日持ち帰るものとする。ただし、業務が複数日にわたる場合であつて、施設管理担当者の承諾を得た場合には残置することができる。

なお、残置資機材の管理は、乙の責任において行う。

### 3 危険物等の取扱い

業務で使用するガソリン、薬品、その他の危険物等の取扱いは、関係法令等による。

## 第9 保安管理業務等の承継

乙の負担で以下の事務承継を行うものとする。

### 1 乙内の承継

乙は点検管理業務等を遂行している人員及び関係する人員に異動等、やむを得ない事情で変更が生じた場合、点検業務等に必要な現地設備に関する知識、故障・修理・更新・操作の履歴等、管理上得た知識、技術等を包括的かつ確実に引き継ぐものとする。

### 2 受注者との承継

乙は当該委託契約が終了し、次回の委託契約の更新がなされなかった場合は、次の受託者に対して前述と同様とする。

## 第10 その他

1 業務担当者又は代替要員は、緊急時等を除き、主たる業務の作業に従事し、又は立ち会うこと。

2 本件業務に使用する材料は、エレベーター製造業者が製造・供給又は指定する部品とし、良好な品質のものとする。

3 乙は、本件業務により発見した破損、故障等は、直ちに甲に報告するとともに、必要に応じた措置を行うこと。

4 乙は、業務中の災害及び事故を防止するため、作業に当たっては、乙の負担と責任において適切な安全対策を施すこと。ただし、階段手すりの腐食・損傷、通路の確保など、甲の負担と責任において行うべきものについては、甲が行う。

5 甲が本エレベーターの維持管理及び建物の維持保全計画又は長期修繕計画において、エレベーターに関する事項を盛り込み、又はその事項の見直しを行う場合に助言を求めた際、乙の立場から適切な技術的助言を行うこと。

6 本エレベーターに事故や重大な不具合が発生した場合において、迅速かつ有効な再発防止対策につなげるという公益性の観点から甲が特定行政庁に報告する上で、乙の求めに応じて報告書の作成に協力するなど、保守点検業者の立場から甲に対して必要な協力を行うこと。

7 乙は、契約書及び仕様書で定めた業務についての責任を負うものとし、甲は、契約書及び仕様書で定めた業務以外の昇降機を常時適法な状態に維持する責任を負うものとする。

## 特記仕様書

### 1 契約形態

本契約はフルメンテナンス契約とし、毎月1回定期的に技術員を派遣し、点検作業を行うとともに、自主的な判断により必要と認めた場合は修理又は取替えを行うものとする。

### 2 履行場所

三重県津市高茶屋四丁目2750-1 三重県警察学校

### 3 業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間

### 4 主な点検作業項目

- (1) 塔内関係（制御盤、ケーブル、ワイヤーロープ、レール、ブレーキ関係等）
- (2) かご関係（着床装置、給油器、非常止め装置、ドア関係等）
- (3) かご室内関係（照明・ファン、かご操作盤・表示灯関係等）
- (4) 乗場関係（乗場釘、乗場敷居、ドア関係、ドアロック等）
- (5) ピット関係（ピット内環境、調速機、緩衝器等）

4 夜間、休日及び土曜日の点検作業は、仕様書外とする。

5 点検作業は、国土交通省の建築保全業務共通仕様書 令和5年版によるフルメンテナンス仕様とする。

### 6 条件

令和6年度の契約締結は、令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。